

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2026年 1月29～30日

②施設・事業所情報（2025年12月1日現在）

名称：社会福祉法人弘文会立西原町公私連携 幼保連携型認定こども園 西原南こども園		種別：公私連携幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：理事長 神村 絹枝 園 長 荻堂 里絵子		定員（利用人数）：65人（ 74人）	
所 在 地：西原町字安室122-1			
TEL： 098-943-0012		ホームページ	https://nishiharaminami-kodomoen.com/
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：令和6年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 弘文会			
職 員 数	常勤職員： 16 名	非常勤職員： 2 名	
専 門 職 員	（専門職の名称）		
	保 育 教 諭： 16 名	保 育 士： 1 名	
施設・設備の概要	遊戯室、職員室、教育・保育室、給湯室、更衣室、休憩室、絵本の部屋、給食準備室、園庭、テラス、登降園管理システム、AED		

③理念・基本方針

（1）理念 法人理念「礼に始まり 礼に終わる」

1. 支援を必要とするすべての人々に向き合いながらふれあいを大切にします。
2. 常に豊かな心を持ち真摯な態度ですべての人々と関わります。
3. 私たちは全ての人々を敬います。そして新たな価値を見出します。

（2）基本方針

心情・意欲・態度の調和のとれた人間性豊かな幼児の育成を目指し、基本的生活習慣の形成、知的好奇心や思いやりの心、創造性を備えた幼児の育成を重視し、体力の向上と健康・安全の保持増進を図るため、家庭・地域社会との連携のもとに、おもいきり夢中になって遊ぶ幼児を育むことを教育・保育方針として、こども園経営を行うことを基本とする。

④施設・事業所の特徴的な取組

西原南こども園は、令和6年4月より社会福祉法人弘文会が西原南幼稚園から引き継いで開園した。本園の位置する地域は緑豊かな西原平野の南側に位置し近隣には町役場や中央公民館、社会福祉センター、図書館等の公共施設があり、町民の文化活動の拠点となっている。園舎は西原南小学校と隣接し管理棟・遊戯室を挟んで5歳児、3～4歳の教室が別棟で配置されている。さらに遊戯室の隣にテラス、絵本の部屋、給食準備室が増設され、建物がU字形で園庭を取り囲んでおり、どの建物からも園庭が見渡せる安全に配慮された環境が構成されている。園庭を始め園の敷地内も緑が豊かで、子どもは多くの昆虫に触れ合いながらのびのびと過ごしており、午後は異年齢児と交流する時間を設けている。また、法人の理念をなぎなたの精神から「礼に始まり礼に終わる」とし、月2回5歳児がなぎなたの練習に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年6月28日 ～ 2026年4月24日
	2026年4月24日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回受審

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 子どもの権利擁護、人権教育に積極的に取り組んでいる。

園では、「人権擁護マニュアル」、「虐待防止マニュアル」、「不適切保育についてのマニュアル」等に基づき、園内研修で職員の共通理解を図り、法人理念の周知のために委員会による検討会を実施している。保育教諭は、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し年に2回教育・保育の振り返りを行っている。チェックリストは、いつでも職員が自由に閲覧できるようにしている。日頃より園児には親しみと敬意を込めて暖かいコミュニケーションを取り、さん付けで呼び合っている。また、教育・保育室の壁や絵本の部屋の入口にわかりやすく作成された人権擁護のポスターを掲示し、子どもの人権に対して可視化した工夫をする等子どもの権利擁護、人権教育に積極的に取り組んでいる。

2. 園児が分かりやすいように教育・保育活動の可視化に取り組み、主体的な活動の展開に繋げている。

園では、毎月誕生会を開催する際には、遊戯室にテーブルや椅子をみんなで運び、園児が主体になって準備から片付けまで計画する協同的な活動を行っている。園庭で収穫した野菜を材料に園児がカレーパーティーを企画して、合同ランチ会の開催へとつなげた。また、発表会では年齢別に劇遊びやオペレッタに分かれて3歳児は「えび姫物語」、4歳児は絵本を題材にした「ねこの医者さん」、5歳児は園児がセリフや内容まで作り上げた創作劇「どうぶつみんなでぼうけん」に取り組む発表している。他にも3歳から5歳の異年齢グループに分かれて、①ポケモンダンス、②さわりんダンス、③合奏、④運動遊びと日頃の遊びの中から自分が得意な活動を発表している姿が保護者からも好評を得ており、園児の主体的な教育・保育活動の展開に繋げている。

3. 週35時間勤務を取り入れ、働きやすい職場作りに取り組んでいる。

法人は人事、労務、財務等を踏まえ組織的に職員の働き方改革に取り組んでおり、園では定数以上に職員を配置し、週35時間勤務を確立している。園長は定期的に職員の就業状況や意向、心身の健康に配慮し、年2回業者に委託して簡易のストレスチェックを実施している。その際に職員の意向や要望等のアンケートを実施し、結果を冊子にまとめて職員に配布している。ストレスチェックの導入後は職員の定着率が高まってきている。また、園長は定期的に個別面談を実施し、副園長や主幹保育教諭、統括園長も随時職員の相談に応じワークライフバランスに配慮した勤務体制を構築している。長期の有給休暇も事前に調整を行い取得できる状況であり働きやすい職場作りを行っている。

◇ 改善を求められる点

1. 園独自のマニュアルの整備が望まれる。

各種マニュアルが作成されており、教育・保育や安全管理に関する基準や手順が示されている。今年度は「入職マニュアル」を作成し、職員への周知や共通理解を図る取り組みも行われている。

各種マニュアルについては、主に国や県のガイドライン等を参考にホームページ等から取得し、活用している状況が見受けられるため、今後は園の実情や教育・保育実践に即した独自のマニュアルとして整理・作成することで、より実効性が高まる内容につなげることが望まれる。

2. 中・長期計画の実施状況の評価が行えるような収支計画の策定が望まれる。

中・長期計画は、令和7年度から11年度までの5か年の計画が策定されており、設備、人材、教育研修、子どもへの教育体制など10項目にわたって項目ごとに策定されている。

予算については、年間の大まかな数値目標が設定されているが、成果等を設定することにより評価が具体的に実施できるように工夫することが望まれる。また単年度の事業計画についても、中・長期計画と連動させて、実施状況の評価が行えるよう工夫することが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価受審をし、まず全職員で評価項目の理解をすることから始めました。自己評価をしていく中で、計画やマニュアル等の作成はされているが、職員にしっかりと周知できていなかった部分を共有したり、見直したりできた点が良かったと思います。評価結果報告会では、園独自のマニュアルの整備に関することやb評価項目の課題・改善点を丁寧に説明していただくと共に、子どもの人権擁護への取り組みや主体的な活動への取り組みに高評価をいただき、励みになりました。ありがとうございます。

今後も子ども 職員が共に生き生きと主体的に自己発揮できる園づくりを目指し、取り組んでまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評 価 項 目			評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	法人理念や基本方針、教育・保育目標等は、ホームページやパンフレット、園だより、園内での掲示等で周知されている。各教育・保育室に理念が掲示されており、子どもにも周知されている。職員には年度初めに学級経営の研修で、なぎなたの精神を重んじた「礼に始まり礼に終わる」という初代理事長の思いと、まずは笑顔で挨拶をすることの大事さを伝えている。保護者には入園説明会等で入園のしおりを基に説明している。		
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	園長は町のこども園園長会や法人の園長会等に参加し、町の子ども・子育て支援計画の策定動向や内容、近隣園の状況把握に努めている。当園の特徴として校区外からの入園が多く、定期的に入所率等を確認し利用率等の要因分析を行っている。 児童福祉の動向については、こども家庭庁の情報をチェックするなど情報収集に努めているが、福祉全体の動向についても情報を把握し分析することが望まれる。		
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	当園の在する地域の特徴として、農地と宅地が混在する人口の少ない地域で子どもの数が少なく、接続する小学校も小規模であるため、区域外からの利用者を積極的に受け入れている。その為子ども園利用者数についての予測が困難で、園児が減少した際には余剰職員が発生する可能性もあり課題として捉えている。 経営状況については法人の園長会で共有しているが、職員には周知が不十分とのことで、今後周知し職員と意見交換するなどの取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価 結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
コメント	中・長期計画は、令和7～11年度までの5か年計画が策定されている。設備、人材、教育研修、子どもへの教育体制、安全・環境対策など10項目にわたって項目ごとに具体的に策定されている。 計画の実施状況の評価については、数値目標が大枠になっており、今後は具体的な成果等を設定することにより評価が実施できるように工夫することが望まれる。		
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
コメント	単年度の事業計画は、前年度の課題に基づき作成しており、実行可能な具体的な計画になっている。中・長期計画から今年度は教育研修の充実や職員の増員、室内外の環境整備、第三者評価の受審等を反映させた内容となっている。 予算については、中・長期計画と連動させて、実施状況の評価が行えるよう工夫することが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
コメント	事業計画は、昨年度の振り返りを行い職員会議やストレスチェックテストで職員アンケートを実施し、意向を確認したうえで幹部職員等で話し合い、骨格を作成。行事や避難訓練等の計画は職員が作成している。4月の職員会議で周知・説明し職員室で保管している。別に教育課程も策定しており、教育課程は各クラスで保管いつでも確認できるようにしている。 事業計画の実施状況の把握については、手順や時期が明確に定められてない為、今後定めることが望まれる。		

評 価 項 目			評価 結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
判 断 基 準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
コ メ ン ト	事業計画の主な内容については、年度初めの説明会（入園・進級時の説明会）や学級懇談会で、パンフレットや入園のしおり、重要事項説明書等の資料を用いて園や学級の方針、一年の流れ等を保護者に説明している。また、保護者の理解が深まるよう担任や園長・副園長が対面での説明も行っており、外国籍の保護者には翻訳ツールを活用して説明している。		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
判 断 基 準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コ メ ン ト	園では、学校評価の年間計画のもとに、前年度の評価を確認して保護者アンケート、園の自己評価を実施している。評価結果は集計して職員に周知し職員会議で話し合いホームページ等で公表している。他にも保こ小連携の公開保育や園内で保育教諭が互いに公開保育を実施し、日頃の教育・保育を振り返る取り組みを行っている。第三者評価は今回が初受審であり、今後評価結果を法人と共に分析・検討しさらに質の向上に向けて取り組むことが期待される。		
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
判 断 基 準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コ メ ン ト	園の自己評価や保護者アンケート結果については、文書にまとめ職員間で共有している。明らかになった課題については週案会議や職員会議等で話し合い改善に向けて取り組んでいる。保護者から延長保育の迎えの際、園周辺が薄暗くて怖いので灯りがほしいとの要望があり、教室の電気を付けたり、テラスを明るい電球に替えるなど速やかな対応を行った。アンケートの結果は園内掲示やICT業務支援システムで保護者にフィードバックしている。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b
判 断 基 準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コ メ ン ト	園長はこども園の運営・管理に関する方針を事業計画書や園務分掌等で明確に示し、職員に周知している。保護者に対しては園だよりを園長名で発行し、入園のしおりに園経営の重点項目を明記し説明している。 運営規程や重要事項説明書に職員配置と職務内容が記載されているが、園長不在時の権限委任については明記されていないので今後明記することが望まれる。		
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
判 断 基 準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コ メ ン ト	園長は各種研修会や会議に参加したり、こども家庭庁のホームページを確認して遵守すべき法令等を正しく理解するために自己研鑽している。また、自治体や法人本部のメールから多岐にわたる法令等の把握に努め、職員会議や園内研修等で職員に周知している。新任職員には就業規則や入職マニュアルを用いて服務規律等を説明・周知している。今年度は主に人権擁護について説明し、図や絵によりわかりやすい「子どもの権利一覧表」のポスターを絵本の部屋の前に掲示して来園者にも見えるようにしている。 今後も幅広い分野について遵守すべき法令等の把握・周知に期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		a
判 断 基 準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コ メ ン ト	園長は日頃から各教室を巡回し、月2回5歳児のなぎなたの練習に参加している。保こ小連携の公開保育や園内公開保育を年間計画に組み込み全クラスで実施。互いに振り返りを行い感想や自分だったらこうしたいなどの意見交換をして教育・保育の質の向上に繋げている。園内研修では「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を深掘して職員の理解を浸透させるように取り組み、指導力を発揮している。また、午後はグループ毎に異年齢の交流保育に取り組んでいる。		

評 価 項 目			評価 結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判 断 基 準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コ メ ン ト	法人は人事、労務、財務等を踏まえ組織的に教育・保育の質の向上に取り組んでおり、園では定数以上に職員を配置し、週35時間勤務を実施している。園長は職員と年2～3回面談し業務についての意見や要望を聞き取り、業務の見直し・改善に努めている。職員は年休が取りやすく働きやすいとのことで、家庭の事情で一旦退職した職員が現場復帰するケースもある。またICT業務支援システムを活用して職員間の情報共有や子どもの登降園の管理が行われている。		
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判 断 基 準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コ メ ン ト	職員の人材確保については、法人として保育士養成校や合同就職説明会に参加して求人募集を出したり、社員紹介制度や人材紹介事業者による採用活動等を行ってきた。今年度は採用基準を見直して人材を確保している。週35時間勤務と年次有給休暇以外に3日間の病気休暇も取得できるようになっており、職員の定着率も高い。育成については、キャリアアップ研修やチームビルディング研修を導入し、計画にもとづいて人材確保・育成に取り組んでいる。		
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判 断 基 準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
コ メ ン ト	園運営の教育・保育計画の中に「目指す保育教諭像」や「目指すこども園像」、「目指す園児像」が明示されている。また、入職マニュアルにも「大切にしていきたい心得」が記載されており、職員に周知されている。昨年度より導入しているチームビルディング研修では、職務の在り方等について話し合い、職員が自らの将来を見据えてどう行動するか考える機会にも繋がっている 昇進・昇格等に関する基準や職員の専門性や職務遂行能力、貢献度等については、昇格試験の導入や360度評価等も検討されており、職員が納得できるような評価基準の策定に取り組んでいる。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a
判 断 基 準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コ メ ン ト	園長は定期的に職員の就業状況や意向を把握している。職員の心身の健康に配慮し、年2回業者に委託して簡易のストレスチェックを実施している。その際に職員の意向や要望等のアンケートを実施し、結果を冊子にまとめて職員にフィードバックしている。ストレスチェックの導入後は職員の定着率が高まっている。また、園長は定期的に個別面談を実施し、主幹保育教諭や統括園長も職員の相談に応じワークライフバランスに配慮した勤務体制を構築している。長期の有給休暇も調整してとれるようになっており働きやすい職場作りを行っている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判 断 基 準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コ メ ン ト	「めざす保育教諭像」「大切にしていきたい心情」が策定されており、園長は年2～3回職員との個人面談を実施している。年度末の面談では、当年度の振り返りと自己評価、今後の目標等を聞き取り、秋頃の面談で目標の達成状況を確認。成果を評価している。新任職員には、年3回面談を設定。3～4か月間の短期目標を設定させ、その後達成度を確認しながら困ったことや疑問に思う事などを話し合う時間を設けている。今後は職員の面談シートを個人別に管理し成長の記録が確認できるように整理することに期待したい。		
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判 断 基 準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コ メ ン ト	法人の事業計画書に研修の目的が記載されており、統括園長が法人研修、主幹保育教諭が園内研修を担当して計画・実施している。園内研修は月1回土曜日に実施している。法人研修で昨年度より業者に委託してチームビルディング研修を導入。7グループ(1グループ7名程度)を形成しチームごとに各自が所属している園の実態等を話し合い、組織における役割や職務のあり方等を考える機会にしている。 研修ごとに研修内容のABC評価を実施する予定であったが十分に機能していない為、今後の取り組みに期待したい。		

評 価 項 目			評価 結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
判 断 基 準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コ メ ン ト	園長は職員の研修履歴表を年度単位で作成して把握している。職員から実践的な研修として園内公開保育の開催希望があり、交互に全クラスの公開保育を実施して各自の教育・保育を振り返り、学び合う機会にしている。新任職員へのOJTについては基本的に副主幹教諭が手順を指導しており、副園長が相談にのりながら連携し取り組んでいる。外部研修やキャリアアップ研修には積極的に参加を促し、主な研修は園内研修等で報告する機会を設けている。今後は個人別の研修履歴表も作成し成長度を確認できるようにすることに期待したい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判 断 基 準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コ メ ン ト	実習受け入れマニュアルが整備されており、事前のオリエンテーション等について記載されている。園が所属する町は、開園後3年間は実習生の受け入れができないシステムとなっており、開園3年目となる来年度は主幹保育教諭を主にして受け入れる予定で準備を進めている。専門職種の特性に配慮したプログラムについては未作成であるが、今後県のモデルに沿ったプログラムを作成する予定であり実習開始に向けて整備することが望まれる。		
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判 断 基 準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コ メ ン ト	ホームページ上で法人・園の理念や基本方針、教育・保育の内容、財務状況等が公開されている。また、学校評価や苦情対応の結果についても公開されている。地域に対しては、近隣の児童館、商業施設、役場、社協、公民館、図書館などへ子育て支援だよりを配布して広報活動し、こども園の存在意義や役割を明確に示すように努めている。		

評 価 項 目			評価 結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	園における事務、経理、取引等に関するルールについては、就業規則や入職マニュアルに記載されており、大まかな職務分掌は運営規程や重要事項説明書で職員に周知している。毎月委託している税理士の指導を受け、年1回監事監査を実施し適正な経営・運営のための取り組みが行われている。		
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、活用可能な社会資源や地域情報を、掲示板を利用し保護者へ提供している。近隣の障害福祉サービス事業所との交流や、地域と連携したこいのぼり掲揚式など、子どもが地域と関わる機会を計画的に設けている。また、平和の語り部学習を企画するなど、地域住民との交流を通じて理解を深める取り組みも行われている。地域行事等への参加にあたっては、副担任等が同行することで子どもの個別状況に配慮した支援体制が整えられている。さらに、個々の子どもや保護者のニーズに応じた地域の社会資源の利用については、ICT業務支援システムを活用し、継続的に情報共有・推奨を行っている。		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	ボランティア受入れや地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化し、方針に基づいた取り組みが行われている。ボランティア受入れにあたっては、事前説明等を定めたマニュアルを整備し、円滑かつ安全な受入れ体制が整えられている。受入れ時には、実習生受け入れ規程を読み合わせしながら、子どもとの関わり方や留意点について必要な研修・説明を行うなど、丁寧な支援がなされている。町の福祉教育の一環として実施されているボランティア学習に協力し、園として中学生のボランティア受入れを行うなど、学校教育との連携を通じて地域に開かれた園運営が行われている。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判 断 基 準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
コ メ ン ト	地域の関係機関・団体について、医療機関や行政機関を含め、個々の子ども・保護者の状況に応じて活用できる社会資源を整理したリストを作成し、連絡先を園内に掲示。保護者が必要に応じて活用できるよう配慮している。これらの情報は、職員会議での説明に加え、「共有ノート」や連絡ツールアプリを活用して職員間で共有されており、気になる子や支援が必要な家庭に対しては、町こども課と連携し相談支援が受けられるように繋げている。地域の関係機関とは、自治会長や地域ボランティア等が参画する「実の木会」を開催し、定期的な意見交換や協働した取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。		a
判 断 基 準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
コ メ ン ト	地域の関係者会議である「木の実会」については園長が参加しており、年度初めに顔合わせを行い年4回定期的に開催している。関係機関や民生委員・児童委員等と情報共有を図りながら、地域の具体的な福祉ニーズの把握と連携強化につなげている。また、地域住民に対しては、子育て支援事業「にこにこひろば」を通じて相談に応じる機能を有しており、身近な相談窓口として地域に開かれた園運営が行われている。		
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判 断 基 準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
コ メ ン ト	把握した福祉ニーズにもとづき、子育て支援実施計画において地域貢献に関わる取り組みを明示し、園庭開放や絵本の貸し出しなどを通じて、地域住民の交流やコミュニティの活性化に寄与している。 地域の子ども食堂である「みらいチケット」について情報提供を行っているが、必要とする子どもにより届くよう、周知方法等をさらに工夫することに期待したい。また、防災対策については、園児や職員分の食料等は備蓄されており、今後は地域住民の安全・安心を視野に入れた支援や連携の在り方についても検討していくことが望まれる。		

評価項目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
コメント	園の理念や基本方針に子どもを尊重した教育・保育の実施を明示し、「倫理綱領」や「人権擁護マニュアル」等を整備するとともに、園内研修等を通じて職員が理解し実践できる体制を整えている。外国人の子どもが在園していることもあり、クラス会議を開催し、文化の違いについて話し合う機会を設けることで、子ども同士が互いの違いを理解し尊重する心を育む取り組みを行っている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、結果を職員間で共有しながら理解を深める機会を設けている。また、入職マニュアルにおいて、怒りを感じた場合の対応等、不適切保育を防ぐための具体的な行動指針を示している。		
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
コメント	子どものプライバシー保護について、お着替えの際にカーテンを閉めるなど、子ども一人ひとりが安心して過ごせるよう、環境や設備面での工夫がなされ職員にも周知されている。また、子どもに対しては、プライベートゾーンについて絵カードやクイズ形式を用いて分かりやすく伝える取り組みを行い、自己を大切にする意識を育てている。 今後は、プライバシー保護と個人情報保護との違いを整理した上で、職員および保護者へ周知していくことが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	園の理念や基本方針、教育・保育の内容、認定こども園としての特性については、園のホームページに加え、園パンフレット等の資料を活用して利用希望者へ分かりやすく情報発信している。利用希望者には個別に丁寧な説明を行い、見学等の希望にも対応している。情報提供の内容については、年度ごとに見直しを行っている。 子育て支援事業については資料配布等により周知が図られている為、今後、園パンフレットについても公共施設等の多くの人が入手できる場所にも置くことが期待される。		

評 価 項 目			評価 結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	教育・保育の開始及び内容の変更時には、入園前説明会や途中入園の保護者に対し、入園のしおりや重要事項説明書を用いて分かりやすく説明するとともに、保護者の同意を得たうえで、その内容を書面に記録している。保護者の意向については、年1回実施しているアンケートの結果を園運営に反映させている。また、外国人等特に配慮が必要な保護者への説明については、副園長・主幹保育教諭が担当クラスを分けて対応するなど、適正な説明が行えるよう運用が図られている。		
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	転園や就学に際しては、指導要録や健康観察カードを送付するほか、必要に応じて訪問や電話による連携も行っている。認定こども園の利用が終了した後も、子どもや保護者が相談できる体制を整え、隣接する小学校とは職員交流等を通じた連携を図っている。 副園長を中心に、利用終了後の相談方法や担当者について口頭で説明を行っているが、今後は、説明内容を文書にして渡すことで、より安心して相談できる体制の充実を図ることが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するためクラス会議を設け、子どもの興味・関心のあることを共有するとともに、意見や考えを述べる取り組みを行っている。保護者に対しては、利用者満足を把握する目的で年1回アンケート調査を実施するほか、年2回の保護者面談や個別の相談を通じて意向の把握に努めている。必要に応じて家庭訪問を行い、生活環境や登降園ルートの確認も行っている。把握した結果については、園長・副園長・主幹保育教諭による検討会議を行うとともに、職員会議でも共有・検討し、具体的な改善に向けた取り組みを進めている。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	苦情解決の体制として、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長・主幹保育教諭とし、第三者委員を設置している。第三者委員の連絡先等、苦情解決の仕組みを分かりやすく掲示物で周知している。苦情内容は記録・保管し、検討内容や対応結果については保護者へフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者と合意の上で公開している。また、職員間で内容を共有し、教育・保育の質の向上に活かしている。		
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	玄関に意見箱を設置し、苦情だけでなく園に対する感想や職員へのメッセージも投函できるよう案内するなど、保護者が意見を述べやすい環境づくりに配慮している。相談の際には、プライバシーに配慮し、絵本コーナー等のスペースを活用して対応するなど、安心して相談できる環境を整えている。 今後は、保護者が相談や意見を述べる際に、複数の方法や相談相手を自由に選べることに、より分かりやすく説明した文書を作成し、配布や掲示を行うことで、相談体制の一層の周知と利用促進につなげることが望まれる。		
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	職員は、日々の教育・保育の提供において、意見箱の設置やアンケートの実施に加え、年2回の保護者面談を通じて意見を聞く機会を設け、保護者の声を積極的に把握している。相談を受けた場合は、クラス別に副園長・主幹保育教諭と担当を分けた体制で対応できるよう整備しており、報告手順については入職マニュアルに明記し、職員へ周知している。また、園内研修やWEB開催研修を通じて、相談や意見への適切な対応について学ぶ機会を設け、職員の対応力の向上を図る取り組みが行われている。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
コメント	事故発生時の対応や安全確保については、安全管理マニュアル及び重大事故防止マニュアルを整備し、責任や手順を明確にしたうえで職員へ周知している。保健担当者を中心にヒヤリハット事例の記録を行い、職員会議で共有することで、発生要因の分析や改善策・再発防止策の検討につなげている。園内研修では、事故・事例を検索し、職員の視野を広げながら、どのような安全計画が必要かを検討する機会も設けている。 今後は、実施した安全確保策について、定期的に振り返りを行い、取り組みの見直しや改善につなげていくことが望まれる。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
コメント	感染症対策については、担当者を中心に、「保育所における感染症ガイドライン」に基づいた園内研修や勉強会を実施し、予防や安全確保に対する理解を深めている。感染症が発生した場合には、園内で発生している感染症の種類や日々の罹患人数について、掲示板やICT業務支援システムを活用して保護者へ配信している。 手洗いの仕方などの感染予防の取り組みについては、クラス間で対応に差がみられることから、今後は子どもがより分かりやすく実践できるよう、園全体で統一した取り組みが期待される。また、感染症の予防及び発生時等の対応マニュアルについては、見直しの時期等を明記したうえで定期的に行うことが望まれる。		
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
コメント	災害時の対応体制を定め、災害マニュアルを作成するとともに、災害時のフローチャートを用いて職員へ周知している。防災訓練計画に基づき、地震・津波訓練は小学校と連携して実施し、大津波を想定した避難訓練も年1回行っている。 保護者への引き渡しカードは作成されていることから、今後は引き渡し訓練の実施や西原町の地域防災計画と関連づけ、行政や消防、警察、自治会等との連携の工夫が望まれる。		

評 価 項 目			評価 結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。		b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	標準的な実施方法や各種マニュアルは整備されており、ガイドライン等を活用しながら運用されている。園内研修や年2回の職員面談を通じて職員への周知が図られているほか、入職マニュアルにおいて、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関する姿勢が明示されている。標準的な実施方法に基づく実践状況については、園長が確認・指導する仕組みがみられる。災害訓練においては、マニュアルに沿った基本行動を確認しつつも、子どもの年齢や発達、状況に応じた柔軟な対応が行われている。 今後は、ガイドラインの活用に加え、園の実情や教育・保育実践に即した独自のマニュアルとして整理・整備することで、より実効性の高い運用につなげることが望まれる。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しについては、職員会議や保護者等から出された意見や提案について、年度末にかけて検討を行う過程をとっている。具体的にはヒヤリハット規程にもとづく安全確認方法の検討を行い、職員配置や点呼の方法の改善につなげるなどの取り組みがみられた。これらの検討結果は、必要に応じて指導計画へ反映され、教育・保育実践の質の向上に活かされている。 今後はさらに、見直しの時期や方法を定め、継続的かつ組織的に検証・見直しを行える体制整備に期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	指導計画の検討及び作成に関する責任者を園長とし、年間指導計画に基づき月案・週案へ反映させる仕組みが整えられている。子どもや保護者の具体的なニーズについては面談時に把握を行った上で、必要に応じた対応が行われている。教育・保育実践については、振り返りや評価を行うとともに、園長・副園長・主幹保育教諭による決裁を通じて内容の確認及び見直しが図られている。支援困難ケースへの対応についても、園長・副園長・主幹保育教諭で検討する機会を設け、適切な教育・保育の提供につなげるよう取り組んでいる。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づいた指導案の研究も行われている。		

評 価 項 目			評価 結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		a
判 断 基 準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コ メ ン ト	指導計画について、月案では当月の成果と課題を振り返って記入し、翌月の計画作成に反映しているほか、学級経営案では学期ごとに振り返りと評価を行い、継続的な教育・保育につなげている。週案会議は週2回実施し、計画内容の確認と調整を行っている。子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分でない状況や質の向上に関わる課題については、副園長を中心に把握に努め見直し改善をしている。指導計画を緊急に変更する場合も、職員間の共有ノートにより速やかに共有されている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
判 断 基 準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コ メ ン ト	子どもの発達状況や生活状況等については、法人で定めた統一様式にもとづき把握・記録している。記録内容や書き方に差異が生じないよう、新任職員に対しては具体的な記録例を示しながら指導を行い、研修等を通じて書き方を学ぶ機会を設けている。情報共有については、職員会議を定期的開催するとともに、共有ノートやホワイトボードを活用し連絡事項の周知を図っている。事業所内で記録ファイル等は活用されているが、コンピュータネットワークによる情報共有システムは未整備であることから、今後構築されることで、より効率的かつ確実な情報共有につなげることが期待される。		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
判 断 基 準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コ メ ン ト	個人情報に関する記録は職員室でのみ閲覧・保管し、持ち出しを禁止するなど、適切な管理に努めている。職員に対しては、個人情報保護規程等の理解に関する説明を行い、内容を確認したうえで署名を得る取り組みがみられる。保護者に対しては、入園説明会において重要事項説明書を用い、秘密の保持を含む個人情報の取扱いについて説明し確認を行っている。		

評 価 項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		a
判 断 基 準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
コ メ ン ト	園では、「人権擁護マニュアル」、「虐待防止マニュアル」、「不適切保育についてのマニュアル」に基づき、園内研修で職員の共通理解を図っている。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し年に2回教育・保育の振り返りを行っている。保育教諭がチェックリストをいつでも自由に閲覧し振り返りや確認ができるように配慮している。クラスの壁や絵本の部屋の入口に人権擁護のポスターが貼られており子どもの人権に対して可視化した取り組みを行っている。		
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。		a
判 断 基 準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
	b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
	c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。	
コ メ ン ト	全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、園の理念や教育・保育方針を基に地域の実態に沿って作成され、教育の各領域が総合的に考慮されている。幼児期までに育てほしい姿10項目について、園で取り組んでいる活動を写真を使って分かりやすくポスターに仕上げ、来園者や保護者にも分かりやすく理解できるように掲示されている。また、可視化することでいつでも教育・保育を振り返る工夫に繋がっている。保育教諭が定期的に行う指導計画の振り返りや改善を、副園長及び主幹保育教諭が総合的にまとめ、最終的に園長の責任で次期の全体計画が作成されている。		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		b
判 断 基 準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
コ メ ン ト	こども園では、園舎を囲む花壇で草花や野菜を育てており、生長観察や収穫を楽しめる環境を整えている。園庭にはオオゴマダラやカバマダラの食草が栽培され、時期になると幼虫や輝く蛹など昆虫観察が体験でき、蝶々の飛び交う環境を整えている。また、夏には木々に群がる蝉取りに夢中になって遊んでいる。園庭の一面には、泥んこ遊びができる環境があり園児は泥団子作りを楽しんでいる。室内には、心地よく過ごせるように絵本コーナーがあり、体を休められるようにマットを敷くなどの工夫がされている。 手洗い場やトイレは明るく清潔に保たれているが、段差があるため今後の整備に期待したい。		

評 価 項 目			評価 結果
A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。		a
判 断 基 準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
コ メ ン ト	園児一人ひとりの情報を入園時の個別面談等で収集し、家庭環境や生活リズム、発達の状況を把握し、職員間で共通理解している。3歳児で集団生活が初めての園児には丁寧な言葉かけを行い安心して園生活が送れるように信頼関係を築いている。4歳児では、自分で考えて行動できる様な言葉かけを行い、5歳児では見通しを立てて自分自身で判断できる環境設定を心がけている。また、外国籍の園児が在籍しているクラスでは、文化の違いや言葉の違いなどに触れ、世界には色々な国があることに興味や関心が広がるよう世界地図を貼り、園児が意欲的に調べられるような教育・保育に取り組んでいる。		
A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
判 断 基 準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
コ メ ン ト	家庭と連携しながら基本的な生活習慣が習得できるよう年齢に応じて写真や絵を使って支援を工夫している。特に着替えの際には、プライバシーについて説明し絵カードを利用して一人ひとりに応じた援助を行っている。園生活の活動の流れや翌日の活動の説明を黒板に文字や絵カードで掲示し、見通しが持てるようにしている。3歳児は午睡時間が設けられ、休息と活動のバランスを考えた取り組みを行っている。4歳・5歳クラスは午睡を取り入れていないが個人の体調に応じて仮眠が取れるように工夫している。		
A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。		a
判 断 基 準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
コ メ ン ト	朝の活動では、園庭の落ち葉拾いや草花の水やりなど年齢に応じた当番活動を取り入れ、保育教諭は「ありがとうね、助かります、きれいになって気持ちがいいね」などと感謝の言葉をかけながら自己有用感、自己肯定感を育てる環境に取り組んでいる。縄跳びの飛べた回数をチャレンジシール表で見える化する事で園児の達成感を高める工夫にも取り組んでいる。デッキでは縄跳びや長縄で思い思いに自由に遊べる環境が整備されている。花壇に咲いている花で色水遊びやビオトープの昆虫観察を仲間と一緒に楽しんでいる。5歳児クラスでは、収穫した野菜でカレーパーティを企画・計画し、友達と共同して材料購入に出かけるなど主体的に活動に取り組んでいる。		

評 価 項 目			評価 結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	対象児が在籍しないため該当せず	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	対象児が在籍しないため該当せず	
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	3歳児クラスでは、集団生活が初めての園児が多いため、園児の発達や生活リズムに配慮し、安定した園生活を送れるように集まり方や食事の仕方などに丁寧に取り組んでいる。4歳児では、友達との関わりが増えてくるので言葉のやり取りを大切に、意見の違いを経験しながら関わりを深められるよう支援している。5歳児クラスでは園のリーダーになっていることを意識させ、集団の中で協力して楽しく園生活が楽しめるように工夫している。毎月のお誕生会では遊戯室で合同ランチを計画し、テーブルや椅子もみんなで運び協同的な活動を楽しんでいる。保護者は行事参加や保育参観で園児の成長の喜びを共有している。隣接している小学校との連携では公開保育を行い、小学校教諭に園の取り組みや園児の姿を見てもらっている。	

評 価 項 目			評価 結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
56	コメント	特別(発達)支援に関する指導計画が作成されており、障害のある園児には個別指導計画を作成している。年4回の巡回相談や西原町の心理士・専門機関よりアドバイスを受け、保護者と連携を取っている。専門機関より受けた内容は週案会議で周知を行い、園全体で対応できるように支援体制を整えている。就学する小学校の教諭と連絡会を行い、一人ひとりの特徴など細かい部分について伝えている。他の保護者には、入園時にしおりを通して障害のある園児への支援について説明している。今後園では、専門機関より講師を招き保護者向けの障害児の支援についての講演会を計画している。 一部トイレに段差があり、不備の部分は今後の改修工事に期待したい。	
	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	
		b それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
		c それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
57	コメント	教育・保育室内にマットを活用したコーナーを設け、家庭的で安心できる雰囲気の中でゆったりと遊べるよう配慮している。また、午前の活動は園庭での自由遊びやクラス単位での園外活動など活発な遊びを中心とした内容で、午後は異年齢交流活動に取り組んでいる。保育教諭の膝に座って絵本の読み聞かせや絵の色塗りなど好きな遊びで穏やかに過ごせる環境に取り組んでいる。午後の担当者は事前にシフト化されており園生活の連続性を計画的に行っている。保護者への申し送りは視診表とホワイトボードを活用して行っている。5月頃に家庭訪問を行い、休みが続いている園児にはハガキで園に興味を湧くような支援を行っている。長期休暇明けは無理なく生活リズムを整えるよう活動内容に配慮している。	
	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c 小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	コメント	隣接している小学校とは、敷地の散策や運動会の行事に参加するなど連携を取っている。また、お招き会に参加したり、高学年生による絵本の読み聞かせやハロウィンごっこの遊びで校長室を訪ねる計画をしたりと楽しい交流を行っている。保護者へは、個人面談を通じて就学に向けた取り組みを伝え、不安を和らげるように工夫している。また、小学校教諭と保育教諭は授業参観、公開保育など交流を行い、意見交換会を通して小学校接続へ向けての連携に取り組んでいる。小学校教育へと繋ぐ指導要録を主幹保育教諭と園長が確認して就学先へ提出している。	

評 価 項 目			評価 結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	b
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	コメント	園児の健康については保護者に事前に生活実態調査で記入してもらい、定期的に内科健診・歯科健診を行っている。検診の結果はICT業務支援システムで個別に保護者へ配信している。体調変化や怪我については経過を保護者に報告し、翌日の登園の際に家庭での様子を確認している。事故等は直ぐ全職員で情報共有し改善に努めている。保健計画が作成されており、感染症等についての予防対策をわかりやすい様にポスターにして掲示している。保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報を提供をしている。また、職員はSIDSに関する勉強を行い、3歳児クラスの午睡時にはカーテンを少し開け、園児の顔色や呼吸等が目視で確認できるように安全管理に努めている。 今後は、職員間で健康管理に関するマニュアルを作成することが望まれる。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	コメント	学校保健計画が作成されており、年間を通して歯磨き・手の洗い方・トイレの使い方・衣服の着脱・体のふき方についての指導に取り組んでいる。健康診断、歯科健診の結果は、保護者へICT業務支援システムで配信している。歯科検診の結果、「虫歯ゼロ」の園児には良い歯の子として表彰を行い紙芝居や動画を通して、歯の大切さを伝え、正しい歯の磨き方を確認している。今後は、保護者にも歯の大切さについて知ってもらうために、「歯と口の健康」をテーマにした体験プログラムへの参加を計画している。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	コメント	園では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等を参考に、給食・アレルギー対応マニュアルを整備し、園児の状況に応じた対応を実施している。保護者には、医師によるアレルギー疾患患者生活管理指導表を提出してもらい指導書に基づいて対応している。アレルギー食については、食器やトレイで識別する工夫し、担当が毎回メニュー表をチェックするようにしている。職員は園内研修を通じてアレルギー疾患及び慢性疾患等についての理解を深め実際にエピペンの取扱いの方法も学んでいる。マニュアルに沿って緊急時個別対応票、経過記録表、食物アレルギー除去対応表を用意し、アレルギーをもつ園児の抗ヒスタミン剤を職員室で保管している。他の保護者にも、アレルギーや慢性疾患等について入園前に説明会で周知している。	

評 価 項 目			評価 結果
A-2-(4) 食 事			
A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
判 断 基 準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
コ メ ン ト	園児が落ち着いて食事ができる環境づくりとして、発達に応じた食器や椅子・テーブルを準備し、年長クラスでは園児が座席を決めるなど工夫している。食への関心を深める為に季節の野菜の栽培活動を取り入れ、収穫した野菜を実際にクッキングしたりと楽しんでいる。配膳は当番活動として取り組んでおり、自ら食べられる量を口頭で伝え調整できるようにし、完食を無理強いせずに行っている。食事のマナーとして集中してよく噛んで食べれるもぐもぐタイムの時間を設けている。保護者には献立表と配膳の写真を掲示板に掲示し連携を取っている。		
A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b
判 断 基 準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
コ メ ン ト	給食は外部業者に委託しており、園児の発達に応じて食事量や形状を工夫しており、アレルギー食は別の容器に入れるなど安全面を考慮している。季節の果物のデザートは園児に人気があり、七夕ゼリーや三月のちらしずし等の行事食や沖縄料理のイナムルチ、クーブイチー、中味汁等人気のメニューを提供している。残食は記録し、給食会議では担任からの要望として反映され献立の調理方法の工夫がなされている。年長クラスは、給食センターの見学を取り入れ実際の調理場面に興味関心が持てるように取り組んでいる。 今後は、栄養士等に園児の食事の様子を見てもらったり、話を聞いたりしてもらう機会を設けるなどの取り組みに期待したい。		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
判 断 基 準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
コ メ ン ト	日頃の活動を送迎の際に保護者へ伝えたり、ICT業務支援システムを利用して動画や写真を添付して配信している。園長が入園説明会を通して園の方針や教育・保育目標などを保護者へ説明している。さらに毎月の園だよりに年齢別の保育目標を示し、クラスだよりで園児の姿を記載するなど工夫している。園児が集団生活を送る中で不適切な言葉が見られた時は、言葉の意味を説明しちくちく言葉なので使わないように家庭にも協力を依頼している。支援児の保護者より相談があった場合は、個別記述に記録し職員会議等で情報を共有して支援に取り組んでいる。相談を受けた保育教諭が園長等から助言を受けられる体制が整えられており、相談内容により園長が対応している。		

評 価 項 目				評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援				
A ⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。			b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
コメント	子育て広場の情報として「にこにこだより」を発行しており、社協・児童館・中央公民館・スーパーなどに配布し地域に情報を提供している。地域の人や帰省中の方が気軽に来園し、園庭や遊戯室で交流保育に参加出来るように対応している。又他の保育園や児童デイの子どもが園庭を利用することもあり、今後の予定として近隣にある障害福祉サービス事業所の施設見学と交流会を計画している。 利用者からの相談は随時対応し記録に残している。園では子育て支援事業の利用者をもっと増やし、園の認知度を高めていきたいと利用者拡大の課題に取り組んでいる。			
A ⑲	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。			a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
コメント	虐待防止に関する取り組みとして、登園の際に園児の様子を確認したり、園児の遊びや会話の様子から気になることがあった際には保護者に確認を取るなど早期発見に努めている。気になる園児がいる場合は園長や主幹保育教諭へ報告し、緊急ミーティングで情報を共有する体制を整え、必要に応じて児童相談所等の専門機関と連携し園児の安全を優先して取り組んでいる。「虐待防止マニュアル」の園内研修会では、フローチャートの確認や今まで経験した事例や収集した情報の検討に取り組み知識を深めている。生活面・精神的な面で気になる保護者に対しては、保育教諭より「最近困っていることはありませんか」などと声をかけ相談へと繋げる体制を取っている。			
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等				
A ⑳	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。			a
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。		
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
コメント	不適切な関わり防止として、人権擁護セルフチェックリストを利用した研修を行い、法人の理念の周知のために委員会による事例検討会を実施している。教育・保育活動の際は常に複数の職員体制で行い、園児には日頃から親しみと敬意を両立させた暖かいコミュニケーションを取り、さん付けで呼び合っている。また、園内研修で「一人ひとりの興味・関心が深まる教育・保育」と題して公開保育を行った。ふわふわ言葉・ちくちく言葉の実践で、園児から出たちくちく言葉をハートの模型に実際に目の前で爪楊枝で刺し、傷あとが残る事を見てもらうなど、視覚的な効果を利用して言葉の暴力について学び合う機会となった。人が嫌がる言葉をわざと使いたがる園児にも楽しいことに目を向けられるような援助に取り組み、職員には不適切な関わり等の通告制度について対応マニュアルを周知し、理解の浸透を図っている。			